

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農村と都市、人と自然が共生するまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県、阿蘇市

3 地域再生計画の区域

阿蘇市の全域

4 地域再生計画の目標

平成17年2月に阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、波野村が合併して誕生した阿蘇市は、熊本県の東北部、阿蘇地域のほぼ中央に位置し、市域は東西約30km、南北約17kmで、面積は376.25km²、地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されている。また、冷涼で多雨な気象条件を活かしながら、平坦地では稲作や園芸作物、山間地では高冷地野菜づくりが行われており、農業が基幹産業の一つになっている。加えて当市には、阿蘇の雄大な自然環境に代表されるように多くの観光資源が点在しており、年間約530万人（平成21年度観光統計データ）の観光客が訪れることから観光業も農業と併せて基幹的な産業となっている。

近年は観光形態が変化してきており、国内の日帰り観光客は増加がみられるものの、リーマンショック、東北大震災、円高等の社会情勢の影響を受け、外国人観光客の減少が著しく、観光産業に影響を及ぼしている。

また、農業についても、農産物価格の低迷や消費者ニーズの多様化などの影響を受け、平成17年から平成22年にかけて農家戸数が696戸減少（平成22年度農林業センサスデータ）し、また農業従事者の高齢化も相まって脆弱化が進行している。

このような状況のなか、低迷する地域経済を活性化させるため、世界最大級の阿蘇カルデラだけでなく、地域の伝統文化などあまり知られていない様々な資源を活用しながら本地域の魅力を情報発信し、九州新幹線の全線開業を契機として宿泊を伴う国内観光客の誘致を図り、減少傾向にある外国人観光客（平成20年度で約62万人、平成22年度は約52万人と2年間で約16%の減少。）を呼び戻し、東アジアなどからの観光客獲得を目指す。

また、担い手農家や集落営農による農業経営基盤の強化を図るとともに、阿蘇の特色ある農林畜産物を活かした安全・安心・高品質な「まるごと阿蘇ブランド」の生産・流通販売を戦略的に進める。

さらに、テレビ、ラジオなどのマスメディアや市内の情報発信拠点から多角的な情報の発信を行うとともに、阿蘇でしか体験できない農業体験イベントの開催やファームステイ等を推進しながら、農村と都市・人と自然が共生する阿蘇らしい都市農村交流を推進する。

具体的な施策としては、市内に点在するさまざまな観光拠点（サテライト）や農産物の生産・集出荷施設等へのアクセス改善を図りながら、快適で安心な道路ネットワークの構築や、農産物の流通の合理化と併せ、都市との交流を促進させることを目的とした広域農道や市道の整備を実施することとする。

また、住民主導型団体 ASO 田園空間博物館による活動の推進やグリーンツーリズムなどのソフト事業を実施する。

（目標1）農業と観光を融合させた都市農村交流の推進

（入り込み観光客数530万人をおおむね580万人に増加）

（目標2）阿蘇市の玄関口から情報発信拠点、観光施設（阿蘇神社等）へのアクセス改善

（JR 赤水駅からの情報発信拠点（阿蘇地域振興局、阿蘇市役所、一の宮インフォメーションセンター）、観光施設（阿蘇神社、国造神社）の5施設の平均アクセス時間25分を22分へ短縮）

（目標3）農畜産物の生産施設、集出荷施設へのアクセス改善

（農畜産物の戸別農業産出額を630万円から700万円に増加）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の中央部を結ぶ「阿蘇中部地区広域農道」及び「市道」を早急に整備し、農業関係者、市民、観光客などが利用しやすい快適な道路ネットワークを構築し、農畜産物の流通網の改善を図るとともに、地域振興局、市庁舎や観光地及び農畜産物生産・集出荷施設等へのアクセスの改善を図る。

また、担い手や集落営農による効率的な農業を展開するために必要な基盤整備事業を実施する。

併せて、住民主導型団体 ASO 田園空間博物館による活動やグリーンツーリズムの推進などのソフト事業を実施し、地域経済の活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は以下の通りである。（箇所については別添図面参照）

- ・市道「池田赤溝線」 平成元年3月15日市道認定済み
- ・阿蘇中部地区広域農道 平成19年3月29日土地改良法手続き済み

<施設の種類（事業区域）事業主体>

- ・市道 （阿蘇市）阿蘇市
- ・広域農道 （阿蘇市）熊本県

<事業期間>

- ・市道 （平成24年度～28年度）
- ・広域農道（平成24年度～28年度）

< 整備量及び事業費 >

・市道	1.20 km	広域農道	4.332 km
・総事業費	1,720,000 千円	(うち交付金)	860,000 千円)
市道	320,000 千円	(うち交付金)	160,000 千円)
広域農道	1,400,000 千円	(うち交付金)	700,000 千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

① 農業生産基盤の整備

阿蘇谷を中心とする平坦地の水田地域では、老朽化が著しい用排水施設への対策や農産物作付けの選択的拡大を推進するため、経営体育成基盤整備事業阿蘇三期地区、第四阿蘇地区及び第一の宮地区を実施する。一方、山間山麓部では、安定した農業用水の確保を図るため、国営土地改良事業大野川上流地区や県営中山間地域総合整備事業阿蘇やまなみ地区を実施する。

② 国際観光都市の促進

外国人観光客のニーズを踏まえ、観光標識の外国語表記や、阿蘇市公式サイトへの外国人向け情報を構築し、外国人向けコンテンツの充実を図る。

③ ASO 田園空間博物館活動の推進

案内人の養成を行うとともに、サテライトと呼ばれる地域の自然景観、水、建物など有形・無形の地域資源の活用を行う。

④ グリーンツーリズムの推進

本地区特有の農産物、阿蘇五岳や特有の景観等の資源を活用した「阿蘇グリーンストック」、「阿蘇ゆたっと村」、「ファームステイ」などによる都市農村交流を推進する。

⑤ 観光イベントの活用

民間と連携しながら、地域経済への波及効果や活性化につながるイベントを開催。

6 計画期間

平成24年度～平成28年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部局において毎年、必要な調査（現地調査及び統計資料等による調査）を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。